

令和 2 年 度

加須市財政健全化審査意見書

加須市経営健全化審査意見書

加須市 監 査 委 員



加 監 発 第 3 1 号
令 和 3 年 8 月 1 9 日

加須市長 大橋良一様

加須市監査委員 秋本政信

加須市監査委員 田中良夫

令和2年度決算に基づく財政健全化及び経営健全化審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率等を加須市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和2年度加須市財政健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和2年加須市監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和2年度決算に基づく健全化判断比率

4 審査の着眼点（評価項目）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和3年8月3日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	令和元年度
ア 実質赤字比率	—	12.07	—
イ 連結実質赤字比率	—	17.07	—
ウ 実質公債費比率	4.4	25.0	4.8
エ 将来負担比率	—	350.0	—

*上記表中アとイについて黒字の場合及びエについて比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字額はなく、黒字となっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字額はなく、黒字となっている。

ウ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は4.4%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

エ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っていることから算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度加須市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和2年加須市監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率（加須市農業集落排水事業特別会計）

4 審査の着眼点（評価項目）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和3年8月3日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、資金不足は生じていない。

(単位：%)

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20

*資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計

経営健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和2年加須市監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率（加須都市計画事業野中土地区画整理事業特別会計）

4 審査の着眼点（評価項目）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和3年8月3日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、資金不足は生じていない。

(単位：%)

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20

*資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度加須市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和2年加須市監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率（加須市水道事業会計）

4 審査の着眼点（評価項目）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和3年8月3日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、資金不足は生じていない。

(単位：%)

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20

*資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和2年度加須市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和2年加須市監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率（加須市下水道事業会計）

4 審査の着眼点（評価項目）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和3年8月3日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、資金不足は生じていない。

(単位：%)

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20

*資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。